



7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
	<p>記入された数値は図面で確認できるようにしてください。</p>	敷地面積	170.00㎡	㎡	170.00㎡
		建築面積	60.00㎡	㎡	60.00㎡
		延べ床面積	120.00㎡	㎡	120.00㎡
		最高の高さ	6 m	m	
		構造	木造り 2 階建て		
		土上材料	屋根 陶器瓦 外壁 サイディング		
		色彩	屋根 銀黒 (マンセル値) N 3 外壁 クローズベージュ (マンセル値) 10YR6/2		
	(2)工作物	種類	高さ・延長・築造面積	構造	色彩
	<p>色調はできるだけ詳しく記入してください マンセル値は図面にも表示し、できれば着色してください。</p>		m		(マンセル値)
		m		(マンセル値)	
(3)木竹の伐採	目的	樹種	高さ・伐採面積	本数	
			m ㎡	本	
(4)屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	目的及び物品の種類	高さ	物件の水平投影面積	土地の使用期間	
		m	㎡	年 月 日 ( 年 月 日)	
(5)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
		㎡	m		
(6)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
		㎡	m		
(7)屋外における自動販売装置の設置	種類	形状・寸法	色彩		
			(マンセル値)		
(8)屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	種類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩		
			(マンセル値)		
景観形成上配慮した事項	<p>・周辺集落の建築様式を調査し、統一感のある家屋形態とすることにより、集落の景観形成に努めた。</p> <p>・色彩については、周辺環境を調査し、統一感のある落ち着いた色調とした。</p> <p>・緑化については、建物の周りに植栽を行う計画であり、道路等からの見た目に配慮した。 (植栽予定樹種：ハマヒサカキ)</p>				

- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて苓北町景観条例施行規則別表第1に定める図面（行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

特定施設届出地区にガソリンスタンドを新設する場合

届出日を記入してください

別記第2号様式(第5条関係)

特定施設届出地区における行為の(変更)届出書	
平成26年4月1日	
届出者 住所(所在地) 荅北町志岐660番地 氏名(名称及び代表者氏名) 荅北太郎 印 電話番号 0969-358-1111	
荅北町景観条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 行為の場所	荅北町志岐〇〇番地
2 行為の期間	着手予定 平成26年4月1日 完了予定 平成26年7月31日
3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 イ 第1項第7号施設(ぱちんこ屋、まあじやん屋、その他) ロ 第1項第8号施設(ゲームセンター等) ハ 第6項第4号施設(モーテル、その他) (2) 給油取扱所 (3) 広告塔、広告板 (4) 飲食店業を営むための施設 (5) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 (6) ホテル営業又は旅館営業を含むための施設 (7) その他
4 行為の種類	(1) 特定施設 イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更 (2) 附帯施設 イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 荅北町志岐〇〇〇番地 電話番号 0969-35-0000 氏名(名称及び担当者氏名) 〇〇〇設計事務所 担当 荅北花子
6 その他の参考事項	〇〇〇〇法の規定による許可申請中
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日 ※ 勧告又は変更命令の年月日

押印してください。

建築物の場合は建築主が届出者となります。

行為の届出は着手日の30日前までにお願いします。(景観法第18条)事前協議等の実施により、景観の形成に支障のない行為については、期間の短縮が可能です。

担当される方のお名前をご記入ください。

他の法令の規定により許認可が必要なものがあればご記入ください。

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計	
	記入された数値は図面で確認できるようにしてください。	地面積	1000㎡	㎡	1000㎡	
		築面積	300㎡	㎡	300㎡	
		べ床面積	300㎡	㎡	300㎡	
		最高の高さ	6m	m		
	色調は出来るだけ詳しく記入してください。マンセル値は図面にも表示し、出来れば着色してください。	構造	鉄骨	造り	1階建て	
		仕上材料	屋根	長尺カラー鋼板	外壁	防火サイディング
		色彩	屋根	明るい灰色 (マンセル値 N6.5)	外壁	生成り色 (マンセル値 10YR9/1)
		種類	規模(高さ、面積、延長等)	構造	色彩	
					(マンセル値)	
				(マンセル値)		
(3)広告塔・広告板	種類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩			
			(マンセル値)			
8	景観形成上配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築位置については、道路側にスペースを設け、圧迫感のない配置とした。</li> <li>・ 広告塔は、建築物との調和に努めるとともに、表示面積を縮小した</li> <li>・ 色彩については、まち並みや周辺環境を調査し、統一感のある落ち着いた色調に務めるとともに、多色使いを避けた。</li> <li>・ できるだけ緑化スペースを確保し、道路等からの見た目に配慮した。(植栽予定樹種：ツツジ・ツゲ等)</li> </ul>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>できるだけ具体的に記入してください。</p> </div>				

- 備考
- 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(4)飲食店業を営むための施設を、(5)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
  - 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
  - 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板にあっては「形状・寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
  - 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 9 ※欄は、記入しないこと。
  - 10 不要な文字は、抹消すること。
  - 11 この届出書には、行為の種類に応じて苓北町景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

町内に鉄塔を建設する場合

届出日を記入してください。

別記第3号様式(第5条関係)

大規模行為に係る行為の(変更)届出書			
平成26年4月1日			
茗北町長 田嶋章二様			
届出者 住所(所在地) 茗北町志岐660番地			
氏名 (名称及び代表者氏名)	株式会社 景観社 代表取締役 景観太郎 印		
電話番号 0969-35-1111			
茗北町景観条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。			
1 行為の場所	茗北町富岡 ○○番地		
2 行為の期間	着手予定 平成26年5月1日 完了予定 平成26年7月31日		
3 行為の種類	用途( ) (1)建築物 イ新築 へ外観を替並び	行為の届出は着手日の30日前までにお願ひします(景観法18条)。事前協議等の実施により、景観の形成に支障のない行為については、期間の短縮が可能です。	
	(2)工作物 種類又は用途( 電波塔 )		必ず記入してください。
	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		
	種類( )		
	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		
(4)鉦物の掘採又は土石の採取	(5)土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)		
4 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 茗北町志岐○○番地 電話番号0969-35-0000 氏名(名称及び担当者氏名)○○○設計事務所 担当 茗北花子		
5 その他の参考事項	自然公園法による区域(雲仙天草国立公園) 確認済	担当される方のお名前をご記入ください。	
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年 月 日	※ 勧告又は変更命令の年月日	
	他の法令の規定により許認可が必要なものがあればご記入ください。		

6	行	(1)建築物	届出部分	既存部分	合計		
			敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			記入された数値は図面で確認できるようにしてください。			m	
			造り		階建て		
			仕上材料	屋根	外壁		
			色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)		
			(2)工作物	種類	高さ及び敷地の用に供する土地の面積	構造	色彩
				電波塔	高さ 15m 築造面積20m <sup>2</sup>	鉄骨造り	(マンセル値) シルバー(8.0GY8.0/ 0.5)
	m m <sup>2</sup>			(マンセル値)			
(3)柵及び塀	高さ及び長さ	構造	色				
	m m		(マンセル値)				
(4)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ				
		m <sup>2</sup>	m m				
(5)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ				
		m <sup>2</sup>	m m				
7	景観形成上配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、周辺景観に配慮し、必要最低限とした。</li> <li>・位置については、周辺からの眺望に配慮し、できるだけ目立たない場所を選定した。</li> <li>・色彩については、周辺の状況を調査したうえで、周辺環境に調和し目立たない色を選定した。</li> <li>・緑化については、既存木の伐採を最小限に抑え、敷地内の空地には高木等の植栽を計画している。</li> </ul>					
		できるだけ具体的にご記入ください。					



- 備考
- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途(例 煙突、飼料 貯蔵用サイロ等)、柵及び塀にあつては種類(例 フェンス、ブロック塀等)を記入すること。
  - 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
  - 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
  - 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあつては「延べ床面積」欄に、工作物にあつては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に、柵及び塀にあつては「高さ及び長さ」欄にそれぞれ記入すること。
  - 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。  
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
  - 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
  - 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
  - 8 ※欄は、記入しないこと。
  - 9 不要な文字は、抹消すること。
  - 10 この届出書には、行為の種類に応じて苓北町景観条例施行規則別表第3に定める図面(行為の変更の届出にあつては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。